

# 猛禽類の餌場環境の整備について

場 所	水辺環境面積 (ha)					備 考 (現状等)	
	調査時 (現況)	造成工事 着手前	環境配慮実施後				
			造成工事中	維持管理 期間	工業団地 供用時		
水田(現存植生)	0.75	0.20	※3			・確認されていた重要種は、ビオトープ1、2、3に移植した。 ・令和3年度に、休耕田にカエルを移植した。	
ビオトープ1 (開発区域内)	(0.08)	(0.08)	(0.08)			・もともと重要種が生息。令和2年度に移植先とした。 ・ホタルが生育。 ・現状では、餌場環境としては不適。	
環境配慮 整備箇所	ビオトープ2 (開発区域内)	-	0.02	(0.22)			・もともと重要種が生息。令和2年度に移植先とした。 ・2つある池のうち、通路沿いのものが干上がることがあり、防水シートを施工した。
	ビオトープ3 (開発区域内)	-	0.04	(0.17)			・もともと重要種が生息。令和2年度に移植先とした。 ・防水シートは水路を除き未設置であるが、少ないながらも安定して水量が確保されている。
	※1 休耕田	-	0.50	0.50	0.50	-	・休耕田から水田に回復させるため、令和3年度に畦畔を整備した。 ・獣害対策として金網を設置した。 ・安定して豊富な水量が得られている。
	移植先候補地1	-	(0.02)	0.05	0.05	-	・水たまりを作ったが、日当たりもよく、すぐに干上がってしまう状態。 (ビオトープ1の下流からポンプ(※4)で送水して満水にしても1~2日で干上がる。)
	移植先候補地2	-	-	0.10	0.10	-	・現状未整備 ・水源の確保が必要。
	移植先候補地3	-	0.03	0.05	0.05	-	・既設のビオトープに重要種を移植した。 ・水たまりを作り、令和3年度にはカエルの生育が確認された。 ・水量は少なく、渇水期には水たまりが干上がることもあった。
	※2 進出予定企業 用地内	-		粗造成		0.70ha以上	・水辺環境の新設(企業用地内)
合 計(ha)	0.75	0.79	0.70	0.70	0.70ha以上	-	
現況比(%)	100.0	105.3	93.3	93.3	93.3%以上	-	

注:面積中の( )書きは、水辺環境はあっても、餌場環境として不適のため、面積算定から除外しているもの。

※1 休耕田、移植先候補地1、2、3について、施工期間及び維持管理期間中、事業者において整備・維持管理を行うこと。

(水辺形成のための水源確保、防水シートの設置、草刈等を含む)

ただし、その他の場所(ビオトープ1、2、3を含む。)で同等の環境の整備・管理を行う場合は、この限りでない。

工業団地供用時においては、休耕田については借地のため、土地所有者との協議によるが原状回復として田として耕作できる状態に戻すことを想定すること。

移植先候補地1、2、3については、処分場管理者である市との協議によるが、更地とすることを想定すること。

※2 事業者は、進出予定企業が整備箇所を決めた場合に、粗造成を行うこと。

※3 造成による改変をしない場合は、餌場環境として拡張が可能。

造成による改変をする場合は、市が重要種の移植を行うため、移植先(移植先候補地1、2、3)を整備し、移植に協力すること。

※4 ポンプは令和3年に整備したものであるが、使用する場合には、電気契約を別にすること。

維持管理期間が終了する際には、ポンプ(送水管、電気設備を含む。)を撤去すること。